

資 格 ・ 免 許

本学で取得できる資格は次の通り。資格取得を希望する場合は、各課程ごとに定められた科目を履修し、その単位を修得することにより、卒業時に資格が得られる。なお、各資格についての詳細は、各資格・免許の説明を見ること。

取得できる資格の種類

取得免許・資格	授与・認定機関	取得できる学科	資格区分	備考
中学校教諭一種免許状	各都道府県教育委員会（文部科学省）	各学科で取得できる 教科が異なる。	①	
高等学校教諭一種免許状				
養護教諭一種免許状				
栄養教諭一種免許状				
小学校教諭一種免許状				
幼稚園教諭一種免許状				
司書教諭	文部科学大臣	英文学科 日本文学科 音楽科 生活文化デザイン学科 児童教育学科	①	
日本語教員	大学長	日本文学科	⑤	
司書	大学長	英文学科 日本文学科	①	
学芸員	大学長	日本文学科 人間文化学科 音楽科（文化系） 生活文化デザイン学科 国際文化学科	⑤	
栄養士	各都道府県知事（厚生労働省）	食品栄養学科	①	
管理栄養士国家試験受験資格	厚生労働大臣	食品栄養学科	②	卒業年度末に受験可能
食品衛生管理者（任用資格）	厚生労働大臣	食品栄養学科	④	
食品衛生監視員資格（任用資格）	厚生労働大臣	食品栄養学科	④	卒業後、公務員試験（検疫所・保健所）「食品衛生監視員」の採用試験受験可能
一級建築士	国土交通大臣	生活文化デザイン学科	②	
二級建築士・木造建築士	各都道府県知事	生活文化デザイン学科	②	
インテリアプランナー		生活文化デザイン学科	⑤	
商業施設士		生活文化デザイン学科	⑤	
保育士	各都道府県知事 保育士登録センター（厚生労働省）	発達臨床学科 児童教育学科	①	詳細は 140 ページ参照
認定心理士	（財）日本心理学会認定心理士会	発達臨床学科 心理行動科学科	③	在学中に申請し卒業時に認定
社会福祉士国家試験受験資格		発達臨床学科	②	
知的障害者福祉司（任用資格）		発達臨床学科	④	
社会福祉主事（任用資格）		発達臨床学科	④	
生活支援員（任用資格）		発達臨床学科	④	
生活相談員（任用資格）		発達臨床学科	④	
児童指導員（任用資格）		発達臨床学科 児童教育学科	④	
児童福祉司（任用資格）		発達臨床学科 児童教育学科	④	
児童自立支援専門員		児童教育学科	④	
人間工学アシスタント	（社）人間工学会	心理行動科学科	③	

【資格区分】

- ①取得資格：在学中に資格取得に必要な単位を修得することにより、卒業時（卒業後）に資格が得られる。
- ②受験資格：在学中に資格取得に必要な科目の単位を修得し、卒業（卒業見込み）することにより、資格取得のための受験資格が得られ、合格すると資格が得られる。
- ③資格認定：在学中に指定された科目の単位を修得した後、学会等へ資格認定を申請し、審査に合格することにより資格が認定される。
- ④任用資格：公務員等として採用された後で、特定の業務に任用されるときに必要な資格。任用されて初めてその資格を名乗ることができる。在学中に任用されるために必要な単位を修得したことを証明することはできる。
- ⑤その他：個人で受験（就職試験を含め）などの際に、一定の単位を取得したことを証明することができる資格。

■ 教育職員免許

教育職員免許状は、「教育職員免許法」に規定されている所定の「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の単位を修得することによって、卒業時に取得できる。公立学校の教員になるためには、各都道府県・政令指定都市の教育委員会が実施する教員採用試験に合格しなければならない。本学では、中学校教諭・高等学校教諭、養護教諭、栄養教諭、小学校教諭、幼稚園教諭が取得できる。

1 取得できる免許状の種類

各学科で取得可能な免許状の種類と教科は次のとおり。所属学科以外の免許状は取得することはできない。

● 各学科で取得可能な免許状の種類と教科

学科	免許状の種類と教科
英文学科	中学校教諭一種免許状（英語）・高等学校教諭一種免許状（英語）
日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）・高等学校教諭一種免許状（国語）
人間文化学科	中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、（公民）
音楽科	中学校教諭一種免許状（音楽）・高等学校教諭一種免許状（音楽）
食品栄養学科	養護教諭一種免許状・栄養教諭一種免許状
生活文化デザイン学科	中学校教諭一種免許状（家庭）・高等学校教諭一種免許状（家庭）
発達臨床学科	幼稚園教諭一種免許状
国際文化学科	中学校教諭一種免許状（社会）、（英語）・高等学校教諭一種免許状（公民）、（英語）
心理行動科学科	高等学校教諭一種免許状（公民）
児童教育学科	幼稚園教諭一種免許状・小学校教諭一種免許状

2 免許状取得に必要な単位数

免許状取得については、「教育職員免許法」で規定されている。本学で教職課程を履修するにあたっては、各学科の「教育職員免許状取得について」の記載に従うこと。

● 「教育免許法」に定められている必要単位数

所要資格・免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭一種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10
小学校教諭一種免許状		8	41	10
中学校教諭一種免許状		20	31	8
高等学校教諭一種免許状		20	23	16

所要資格・免許状の種類	基礎資格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数		
		養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
養護教諭一種免許状	学士の学位を有すること	28	21	7

所要資格・免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
栄養教諭一種免許状	学士の学位を有すること、かつ管理栄養士の免許を受けていること又は管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていること	4	18	

3 教育職員免許状取得について

1. 英文学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには下記のとおりに履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「情報処理」「運動スポーツ論」を履修すること。
また、「ドイツ語ⅠＢ・ⅡＢ」、「フランス語ⅠＢ・ⅡＢ」のうち、同一科目のⅠＢ・ⅡＢを履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

次の(a)～(c)を履修し、中学校教諭一種免許状取得希望者は、教職必修科目 ㊦印 および教職選択科目 ㊧印 を合計 28 単位以上、高等教育教諭一種免許状取得希望者は、教職必修科目 ㊨印 および教職選択科目 ㊩印 を合計 36 単位以上履修すること。

- (a)『Comprehensive Communication：C2』の教職必修科目を履修すること。
- (b)『Comprehensive Communication：C2』の教職選択科目から 4 科目以上を履修すること。
- (c) 下記の教職選択科目を履修すること。
- ・「英語音声学Ⅰ」、「生成文法Ⅰ」、「ことばと人間Ⅰ」、「児童英語教育」のうち 1 科目 2 単位以上。
 - ・「イギリス文学史Ⅰ・Ⅱ」または「アメリカ文学史Ⅰ・Ⅱ」のいずれか 4 単位以上。
 - ・「英米小説の世界Ⅰ・Ⅱ」、「英米演劇の世界Ⅰ・Ⅱ」、「英米文学研究（17-18 世紀）Ⅰ」、「英米文学研究（19-20 世紀）Ⅰ」のうち 1 科目 2 単位以上。
 - ・「イギリスの生活と文化Ⅰ・Ⅱ」、「アメリカの生活と文化Ⅰ・Ⅱ」、「イギリス文化史Ⅰ・Ⅱ」、「アメリカ文化史Ⅰ・Ⅱ」のいずれか 4 単位以上。

(3) 教職に関する科目

- (a) 中学校教諭一種免許状取得希望者は、㊦印 の 14 科目 31 単位を履修すること。
- (b) 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、㊨印 の 12 科目 25 単位を履修すること。
- (c) 中学校教諭および中学校・高等学校教諭両方の一種免許取得希望者は、教育実習の「教育実習 A」を必修とし、高等学校教諭一種免許のみ取得希望者は、「教育実習 B」を必修とする。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

2. 日本文学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには下記のとおりに履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「情報処理」「英語Ⅰ A を 2 科目」「運動スポーツ論」を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

中学校教諭一種免許状取得希望者は、「中国文学Ⅰ・Ⅱ」、「中国文学演習Ⅰ・Ⅱ」、「中国文学発展演習Ⅰ・Ⅱ」の中から 2 科目 4 単位を履修し、「国語科教材研究」、「書道Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を履修すること。

教職必修科目 ㊦印 および教職選択科目 ㊧印 を合計 28 単位以上履修すること。

高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「中国文学Ⅰ・Ⅱ」、「中国文学演習Ⅰ・Ⅱ」、「中国文学発展演習Ⅰ・Ⅱ」の中から 2 科目 4 単位を履修し、「国語科教材研究」を履修すること。

教職必修科目 ㊨印 および教職選択科目 ㊩印 を合計 36 単位以上履修すること。

(3) 教職に関する科目

中学校教諭一種免許状取得希望者は、㊦印 の 14 科目 31 単位を履修すること。

高等学校教諭一種免許状取得希望者は、㊨印 の 12 科目 25 単位を履修すること。

なお、中学校免許および中学校・高等学校両方の免許を希望する者は「教育実習 A」を必修とする。これに対し、高等学校免許のみを希望する者は「教育実習 B」を必修とする。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

3. 人間文化学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには下記のとおりに履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「情報処理」「英語Ⅰ A を 2 科目」「運動スポーツ論」を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

①教育職員免許状

教育職員免許状の取得に必要な教科科目は次の通りである。

（太字は必修、色字は選択必修）

●(イ) 中学校教諭一種免許（社会）を取得する場合		
分野（法規上の科目区分）	本学での教科科目名および単位数	備考
日本史及び外国史	日本史概説 2	
	東洋史概説 2 西洋史概説 2	
	日本社会の歴史 A 2 日本社会の歴史 B 2	
	東洋社会の歴史 A 2 東洋社会の歴史 B 2	
	西洋社会の歴史 A 2 西洋社会の歴史 B 2	
	地域社会史 A 2 地域社会史 B 2	
	日本美術史 A 2 日本美術史 B 2	
	西洋美術史 A 2 西洋美術史 B 2	
	考古資料の研究 A 2 考古資料の研究 B 2	
	地誌学 2	
地理学（地誌を含む）	①自然地理学 2	
	②人文地理学 A 2 人文地理学 B 2	
	経済地理学 A 2 経済地理学 B 2	①②のうち 1 科目を選択
	文化地理学 A 2 文化地理学 B 2	
	フィールド・ワーク論 2	
	地域言語論 A 2 地域言語論 B 2	
	地域文化論 A 2 地域文化論 B 2	

「法律学、政治学」	①政治学概論 2 ②法学概論 2 政治社会論A 2 政治社会論B 2	①②のうち 1科目を選択
「社会学、経済学」	①社会学概論 2 ②経済学概論 2 地域社会論A 2 地域社会論B 2 社会構造論A 2 社会構造論B 2 現代社会論A 2 現代社会論B 2 世界経済論A 2 世界経済論B 2 社会政策論A 2 社会政策論B 2 経済理論A 2 経済理論B 2	①②のうち 1科目を選択
「哲学、倫理学、宗教学」	①哲学概論 2 ②宗教学概論 2 人間科学A 2 人間科学B 2	①②のうち 1科目を選択

注 1) 3年次までに上記5分野にわたり 10科目以上を履修すること。
注 2) 卒業までに上記より合計 28 単位以上を履修すること。

●(ロ) 高等学校教諭一種免許(地理歴史)を取得する場合

分野(法規上の科目区分)	本学での教科科目名および単位数	備考
日本史	日本史概説 2 日本社会の歴史A 2 日本社会の歴史B 2 地域社会史A 2 地域社会史B 2 日本美術史A 2 日本美術史B 2 考古資料の研究A 2 考古資料の研究B 2	
外国史	東洋史概説 2 西洋史概説 2 東洋社会の歴史A 2 東洋社会の歴史B 2 西洋社会の歴史A 2 西洋社会の歴史B 2 西洋美術史A 2 西洋美術史B 2	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学A 2 人文地理学B 2 自然地理学 2 経済地理学A 2 経済地理学B 2 文化地理学A 2 文化地理学B 2	
地誌	地誌学 2 地域文化論A 2 地域文化論B 2 地域言語論A 2 地域言語論B 2	

注 1) 3年次までに上記4分野にわたり 8科目以上を履修すること。
注 2) 卒業までに上記より合計 36 単位以上履修すること。

●(ハ) 高等学校教諭一種免許(公民)を取得する場合

分野(法規上の科目区分)	本学での教科科目名および単位数	備考
「法律学(国際法を含む)、政治学(国際政治を含む)」	①法学概論 2 ②政治学概論 2 政治社会論A 2 政治社会論B 2	①②のうち 1科目を選択
「社会学、経済学(国際経済を含む)」	①社会学概論 2 ②経済学概論 2 地域社会論A 2 地域社会論B 2 社会構造論A 2 社会構造論B 2 現代社会論A 2 現代社会論B 2 世界経済論A 2 世界経済論B 2 経済理論A 2 経済理論B 2 社会政策論A 2 社会政策論B 2	①②のうち 1科目を選択
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	①哲学概論 2 ②宗教学概論 2 ③心理学A 2 心理学B 2 人間科学A 2 人間科学B 2 宗教文化論A 2 宗教文化論B 2	①②③のうち1科目を選択

注 1) 3年次までに上記3分野にわたり 6科目以上を履修すること。
注 2) 卒業までに上記より合計 36 単位以上を履修すること。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

(3) 教職に関する科目

中学校一種免許(社会)取得希望者は、教印 および 社印 および △印 の 13 科目 31 単位履修すること。
高等学校教諭一種免許(地理歴史)取得希望者は、教印 および 地印 の 12 科目 25 単位履修すること。
高等学校教諭一種免許(公民)取得希望者は、教印 および 公印 の 12 科目 25 単位履修すること。
中学校教諭および中学校・高等学校教諭両方の一種免許取得希望者は「教育実習A」を必修とし、高等学校教諭一種免許のみの希望者は「教育実習B」を

必修とする。

4. 音楽科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「英語ⅠAを2科目」「運動スポーツ論」
を履修すること。

(2) 専門教育科目(教科に関する科目)

教職必修科目 ⊕・高印 はすべて履修すること。た
だし、ピアノ専攻者は「副科ピアノ」を履修する必
要はない。

教職選択必修科目 △・△印 の「副科管楽器Ⅰ～Ⅱ」、
「副科弦楽器Ⅰ～Ⅱ」から 1 科目 2 単位選択すること。
ただし、管弦専攻者は専攻外 1 科目 2 単位を選択す
ること(ヴァイオリン専攻者は副科弦楽器(ヴィオラ)
2 単位が必修になる。ヴィオラ専攻者は副科弦楽器
(ヴァイオリン) 2 単位が必修になる)。

教職選択科目 ⊕・圖印 の「室内楽A～H」「管楽器
アンサンブルA・B」「弦楽器アンサンブルA・B」「コ
レgiumA・B」の同種の科目を前期、後期にわたっ
て 2 単位を選択すること。※室内楽A～Hはそれぞ
れ別の科目である。

(3) 教職に関する科目

中学校教諭一種免許状取得希望者は、⊕印 の 14 科
目 31 単位を履修すること。

高等学校教諭一種免許状取得希望者は、高印 の 12
科目 25 単位を履修すること。

中学校教諭および中学校・高等学校教諭両方の一種
免許取得希望者は、教育実習の「教育実習A」を必
修とし、高等学校教諭一種免許のみ取得希望者は、「教
育実習B」を必修とする。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

5. 食品栄養学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「英語ⅠAを2科目」「運動スポーツ論」
を履修すること。

(2) 専門教育科目(養護・栄養に関する科目)

養護教諭一種免許状取得希望者は、養印 科目すべて
を履修すること。

栄養教諭一種免許状取得希望者は、食印 科目すべて
を履修すること。

(3) 教職に関する科目

養護教諭一種免許状取得希望者は、養印 の 10 科目 23 単位を履修すること。

栄養教諭一種免許状取得希望者は、栄印 の 10 科目 20 単位を履修すること。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

6. 生活文化デザイン学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「英語 I A を 2 科目」「運動スポーツ論」
を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

中学校教諭一種免許状取得希望者は、教職必修科目
中印 および教職選択科目 中選 をあわせて 28 単位
以上履修すること。

高等学校教諭一種免許状取得希望者は、教職必修科
目 高印 および教職選択科目 高選 をあわせて 36 単
位以上履修すること。

上記の単位数のほかに「情報処理基礎演習」を履修
すること。

(3) 教職に関する科目

中学校教諭一種免許状取得希望者は、中印 の 14 科
目 31 単位を履修すること。

高等学校教諭一種免許状取得希望者は、高印 の 12
科目 25 単位を履修すること。

中学校教諭および中学校・高等学校教諭両方の一種
免許取得希望者は、教育実習の「教育実習 A」を必
修とし、高等学校教諭一種免許のみ取得希望者は、「教
育実習 B」を必修とする。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

7. 発達臨床学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「情報処理」「英語 I A を 2 科目」「体
育講義」「体育実技」を履修すること。

(2) 専門教育科目

① 必修科目 教印 はすべて履修すること。

「基礎実習」「教育原理」「教育心理学」「保育内容」(表
現)「保育内容」(健康・環境)「保育内容」(人間関係・
言葉)は 1 年次に履修する。

② 教印 の科目のうち、備考欄に「教科科目」と表記

のある科目の中から 3 科目 6 単位以上履修すること。

③ 教印 の科目のうち、備考欄に「教職選択 I」と表 記のある科目の中から 4 科目 8 単位以上履修するこ と。

④ 教印 の科目から 9 単位以上履修すること。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

8. 国際文化学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目 教印

「日本国憲法」「運動スポーツ論」を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

① 中学校「社会」の免許状を取得する場合

a. 必修科目 中印

「日本の歴史」「アジアの歴史」「ヨーロッパの歴史」
「宗教と文化」「人文地理学 I」「人文地理学 II」「情
報科学」「社会学概論」「自然地理学」「地誌学」「哲
学概論」「English Communication I」を履修
すること。

b. 選択必修科目 中選

①「法律学」

②「政治社会論 I」「政治社会論 II」

①か②のどちらかを選択し、履修すること。

c. 選択科目 中選

上記の必修科目・選択必修科目に選択科目を加え、
合計 32 単位以上になるように履修すること。なお、
選択科目で I と II に分けられているものは、I と
II の両方を履修した場合のみ、教科に関する科目
の履修として認められる。

② 高等学校「公民」の免許状を取得する場合

a. 必修科目 高印

「宗教と文化」「国際関係論」「法律学」「政治社会
論 I」「政治社会論 II」「経済学」「情報科学」「社
会学概論」「哲学概論」「心理学 I」「心理学 II」
「English Communication I」を履修すること。

b. 選択科目 高選

上記の必修科目に選択科目を加え、合計 40 単位
以上になるように履修すること。なお、選択科目
で I と II に分けられているものは、I と II の両方
を履修した場合のみ、教科に関する科目の履修と
して認められる。

③ 中学校「英語」、高等学校「英語」の免許状を取得す る場合

a. 必修科目 中印 高印

「English Communication I」

「English Communication II」

「English Communication III」

「English Communication IV」

「Reading Comprehension I」
「Reading Comprehension II」
「English Grammar I」「English Grammar II」
「情報科学」「英米文学史」を履修すること。

b. 中学校教諭一種免許状取得希望者は、「異文化間コミュニケーション」「言語と社会」のいずれかを含み、「English Communication V」「Reading Comprehension III」「Reading Comprehension IV」「English Writing I」「English Writing II」とあわせて8単位以上履修し、教職必修科目 教印 および教職選択科目 図印 を加えて合計32単位以上履修すること。

c. 高等学校教諭一種免許状取得希望者は、「異文化間コミュニケーション」「言語と社会」のいずれかを含み、「English Communication V」「Reading Comprehension III」「Reading Comprehension IV」「English Writing I」「English Writing II」とあわせて10単位以上履修し、教職必修科目 高印 および教職選択科目 図印 を加えて合計40単位以上履修すること。

(3) 教職に関する科目

- ・中学校教諭一種免許状（英語）取得希望者は、教印 および 中印 の14科目31単位を履修すること。
- ・高等学校教諭一種免許状（英語）取得希望者は、教印 および 高印 の12科目25単位を履修すること。
- ・中学校教諭一種免許状（社会）取得希望者は、教印 および 社印 の14科目31単位を履修すること。
- ・高等学校教諭一種免許状（公民）取得希望者は、教印 および 公印 の12科目25単位を履修すること。
- ・中学校教諭および中学校・高等学校教諭両方の一種免許取得希望者は、教育実習の「教育実習A」を必修とし、高等学校教諭一種免許（英語あるいは公民）のみ取得希望者は、「教育実習B」を必修とする。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

9. 心理行動科学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「英語ⅠAを2科目」「運動スポーツ論」
を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目）

①必修科目 教印

「哲学概説」「社会学概説」「心理学情報処理実習」「教
育心理学概説」「社会調査法概論Ⅰ」「社会調査法概

論Ⅱ」「政治学概論」「経済学概説」を履修すること。

②選択科目 図印

上記の必修科目に選択科目を加え、合計40単位以
上になるように履修すること。

(3) 教職に関する科目

教職必修科目 教印 をすべて履修すること。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

10. 児童教育学科

教育職員免許状取得に必要な要件を満たすためには
下記のとおり履修しなければならない。

(1) 一般教育科目

「日本国憲法」「英語ⅠAを2科目」「運動スポーツ論」
を履修すること。

(2) 専門教育科目（教科に関する科目および教職に関す る科目）

①小学校教諭の免許状を取得する場合

a. 必修科目 小印

『教育実践科目群B』のほか「教職概論」「教育原理」
「教育心理学」「教育制度論」「初等教育課程論」「道
徳教育の理論と方法」「特別活動の理論と方法」「教
育方法論」「生徒指導（進路指導を含む）」「教育相談（幼
児理解の理論および方法を含む）」「教職実践演習」「情
報処理演習」「教育実習A」「教育実習指導A」を履
修すること。

b. 選択科目 図印

『教育実践科目群A』のうち、選択科目 図印 から
4科目8単位以上を選択し、必修科目にその他の選
択科目を加え、合計59単位以上になるように履修
すること。

c. 介護体験については、P129を参照のこと。

②幼稚園教諭の免許状を取得する場合

a. 必修科目 幼印

「教職概論」「教育原理」「教育心理学」「教育制度論」
「幼児教育課程論」「保育内容（人間関係・言葉）」「保
育内容（表現）」「保育内容（健康・環境）」「教育方
法論」「教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）」
「教職実践演習」「情報処理演習」「教育実習B」「教
育実習指導B」を履修すること。

b. 選択科目 図印

『教育実践科目群A』のうち、選択科目 図印 から
3科目6単位以上及び「教育実習指導A・教育実習A」
か「教育実習C」のどちらかを選択し、必修科目に
選択科目を加え、合計51単位以上になるように履
修すること。

※卒業に必要な単位をすべて修得しなければこれを取
得できない。

4 教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の履修資格

免許状を取得するためには教育実習・養護実習・学校栄養教育実習を履修する必要があるが、この実習科目を履修するためには、実習に行く前年度までに修得しておかなければならない科目（教職に関する科目、教科に関する科目）がある。取得しようとする免許状毎に科目が違うので、各自、間違いのないように修得すること。

実習の履修資格については、教職課程委員会において最終的に認定されるが、履修資格を満たさない場合は、原則として実習はできない。編入生など特殊な事情により、この条件を満たすことが難しい場合には必ず教職センター（A502）に相談すること。また、履修資格に関わる科目を時間割の関係で履修できない3年次学生については、**5**（129ページ）を参照すること。（発達臨床学科と児童教育学科を除く）

教育実習を行なうにあたっては、実習年次に科目登録をすることはもちろんのこと、説明会・集中講義等への出席を含めての単位認定となる。教職センターからの連絡事項・掲示等は十分留意し、これらの説明会・集中講義等へ必ず出席すること。

ただし、幼稚園実習については各学科の指示に従うこと。

【教育実習に関わる説明会・集中講義（幼稚園実習を除く）】

行事名	対象学科および実施年次	備考
教育実習第一次説明会	児童教育学科は1年次、それ以外の学科は2年次の10月中旬頃に実施。	実習校決定及び諸手続きについて説明。
養護実習事前集中講義・説明会	食品栄養学科で養護実習を行なう学生を対象に3年次の1月中旬頃に実施。	実習に当たったの事前指導及び、諸手続き等について説明。
教職のための事前講座	児童教育学科は2年次、それ以外の学科は3年次の1月下旬頃に実施。	次年度実施する教育実習を前にしての講座を実施。
教育実習第二次説明会（養護実習を除く）	児童教育学科は3年次、それ以外の学科は4年次の4月初旬に実施。ただし、食品栄養学科で養護教諭のみ希望者を除く。	実習直前に当たったの諸手続きについて説明。
教育実習事前指導集中講義（養護実習・小学校実習を除く）	4年次の4月中旬以降に実施。ただし、児童教育学科と食品栄養学科で養護教諭のみ希望者を除く。	実習に当たったの事前指導を実施。
教育実習事後指導（小学校実習を除く）	前期に教育実習を終了した学生を対象に、4年次の8月中旬に実施。ただし、児童教育学科を除く。	実習後の報告会を兼ねた事後指導を実施。
教育実習事後指導（小学校実習を除く）	後期に教育実習を終了した学生を対象に、4年次の12月初旬に実施。ただし、児童教育学科を除く。	実習後の報告会を兼ねた事後指導を実施。

【中学校教諭・高等学校教諭 教職に関する科目】

以下の教職に関する科目を修得し、かつそれらの平均点が70点以上であること（ただし、教育相談は含めない）。

◆中学校教諭（発達臨床学科と児童教育学科を除く全学科共通）

教職概論	各教科教育法Ⅰ
教育原理	各教科教育法Ⅱ
教育制度論	各教科教育法Ⅲ
教育心理学	生徒指導A
教育方法論	教育相談
道德教育の理論と方法	特別活動の理論と方法

・教育相談については4年次再履修の場合でも認める。
・社会科の免許取得の場合は、各教科教育法Ⅲについては「地理歴史科教育法」もしくは「公民科教育法」を履修していること。

◆高等学校教諭（発達臨床学科と児童教育学科を除く全学科共通）

教職概論	各教科教育法Ⅰ
教育原理	各教科教育法Ⅱ
教育制度論	特別活動の理論と方法
教育心理学	生徒指導A
教育方法論	教育相談

・教育相談については4年次再履修の場合でも認める。
・地理歴史科の免許取得の場合は、「社会科教育法Ⅰ」と「地理歴史科教育法」を履修していること。
・公民科の免許取得の場合は、「社会科教育法Ⅱ」と「公民科教育法」を履修していること。

【中学校教諭・高等学校教諭 教科に関する科目】

◆英文学科

中学校教諭・高等学校教諭 英語
Speaking 1・2
Intermediate Speaking 1・2
Listening 1・2
Intermediate Listening 1・2
Grammar 1・2

以下のいずれかを一つ履修すること
ことばと人間 1・2
アメリカの生活と文化 1・2
イギリスの生活と文化 1・2

◆日本文学科

中学校教諭 国語	高等学校教諭 国語
日本文学史A・B	日本文学史A・B
日本語概説A・B	日本語概説A・B
国語科教材研究	国語科教材研究
書道Ⅰ・Ⅱ	

以下のいずれかの同一科目Ⅰ・Ⅱを履修すること
中国文学Ⅰ・Ⅱ
中国文学演習Ⅰ・Ⅱ
中国文学発展演習Ⅰ・Ⅱ

◆人間文化学科

中学校教諭 社会	
分野	科目名
日本史および外国史	日本史概説
	日本社会の歴史A
	日本社会の歴史B
	地域社会史A
	地域社会史B
	東洋史概説
	東洋社会の歴史A
	東洋社会の歴史B
	西洋史概説
	西洋社会の歴史A
	西洋社会の歴史B
	日本美術史A
	日本美術史B
	西洋美術史A
	西洋美術史B
	考古資料の研究A
	考古資料の研究B
地理学（地誌を含む）	地誌学
	自然地理学
	人文地理学A
	人文地理学B
	経済地理学A
	経済地理学B
	文化地理学A
	文化地理学B
	フィールド・ワーク論
	地域言語論A
	地域言語論B
	地域文化論A
	地域文化論B
法律学・政治学	政治学概論
	法学概論
	政治社会論A
	政治社会論B
社会学・経済学	社会学概論
	経済学概論
	地域社会論A
	地域社会論B
	社会構造論A
	社会構造論B
	現代社会論A
	現代社会論B
	世界経済論A
	世界経済論B
	経済理論A
	経済理論B
	社会政策論A
	社会政策論B
哲学・倫理学・宗教学	哲学概論
	宗教学概論
	人間科学A
	人間科学B
・上記5分野にわたり10科目以上	

高等学校教諭 地理歴史	
分野	科目名
日本史	日本史概説
	日本社会の歴史A
	日本社会の歴史B
	地域社会史A
	地域社会史B
	日本美術史A
	日本美術史B
	考古資料の研究A
	考古資料の研究B
外国史	東洋史概説
	西洋史概説
	東洋社会の歴史A
	東洋社会の歴史B
	西洋社会の歴史A
	西洋社会の歴史B
	西洋美術史A
	西洋美術史B
人文地理学および 自然地理学	人文地理学A
	人文地理学B
	自然地理学
	経済地理学A
	経済地理学B
	文化地理学A
	文化地理学B
地誌	地誌学
	地域言語論A
	地域言語論B
	地域文化論A
	地域文化論B
・上記4分野にわたり8科目以上	
高等学校教諭 公民	
分野	科目名
法律学（国際法を含む）・ 政治学（国際政治を含む）	法学概論
	政治学概論
	政治社会論A
	政治社会論B
社会学・経済学 （国際経済を含む）	社会学概論
	経済学概論
	地域社会論A
	地域社会論B
	社会構造論A
	社会構造論B
	現代社会論A
	現代社会論B
	世界経済論A
	世界経済論B
	経済理論A
	経済理論B
	社会政策論A
	社会政策論B
哲学・倫理学・ 宗教学・心理学	哲学概論
	宗教学概論
	心理学A
	心理学B
	人間科学A
	人間科学B
	宗教文化論A
	宗教文化論B
・上記3分野にわたり6科目以上	

◆音楽科

中学校教諭・高等学校教諭 音楽	
ソルフェージュⅠ・Ⅱ	} もしくは文化系は音楽実践 基礎セミナーⅠ～Ⅳ
和声法Ⅰ～Ⅳ	
音楽構成法ⅡAもしくはⅡB	
西洋音楽史概論Ⅰ・Ⅱ	
日本音楽史概論	
音楽文化学講義Ⅰ・Ⅱ	
作曲法Ⅰ・Ⅱ	
指揮法	

◆生活文化デザイン学科

中学校教諭・高等学校教諭 家庭	
家族論又は生活経済学	
衣服素材論	
衣服製作基礎実習	
被服構成実習A	
食物科学概論	
調理学実習Ⅰ・Ⅱ	
住生活文化論	

◆国際文化学科

中学校教諭社会	高等学校教諭公民
日本の歴史	社会学概論
アジアの歴史	経済学
ヨーロッパの歴史	哲学概論
社会学概論	心理学Ⅰ
哲学概論	心理学Ⅱ
人文地理学Ⅰ	法律学
人文地理学Ⅱ	国際関係論
地誌学	

中学校教諭・高等学校教諭 英語	
English GrammarⅠ,Ⅱ	
English CommunicationⅠ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	
English WritingⅠ,Ⅱ	
Reading ComprehensionⅠ,Ⅱ,Ⅲ,Ⅳ	
英米文学史	

◆心理行動科学科

高等学校教諭 公民	
分野	科目名
法律学(国際法を含む)・ 政治学(国際政治を含む)	政治学概説
	国際関係論
	政治社会論
社会学・経済学 (国際経済を含む)	社会学概説
	経済学概説
	社会調査法概論Ⅰ
	社会調査法概論Ⅱ
哲学・倫理学・宗教学・ 心理学	哲学概説
	心理学概説
	社会心理学概説
	心理学研究法概論Ⅰ
	心理学研究法概論Ⅱ
	カウンセリング法概説
児童青年精神医学	
・上記3分野の科目から最低1科目ずつ、合計4科目 以上履修していること	

【養護教諭・栄養教諭 教職に関する科目】

◆食品栄養学科

教職概論	教育方法論
教育原理	教育課程の研究
教育制度論	生徒指導B
教育心理学	教育相談
・教育相談については4年次再履修の場合でも実習を 認める。	
・上記科目の平均点が70点以上であること（ただし、 教育相談は含めない）。	

【養護教諭 養護に関する科目】

◆食品栄養学科

基礎栄養学	看護学
解剖生理学Ⅰ	養護概説
解剖生理学Ⅱ	救急看護法A
学校保健	看護実習Ⅰ・Ⅱ

【栄養教諭 栄養に関する科目】

◆食品栄養学科

給食経営管理論臨地実習Ⅰ（必修）	学校栄養教育概論
給食経営管理論臨地実習Ⅱ	学校栄養教育指導論
臨床栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ	3単位選択
公衆栄養学臨地実習Ⅰ・Ⅱ	

【小学校教諭 教職に関する科目】

◆児童教育学科（教育実習Aに必要）

教職に関する科目	
教育原理	
教育心理学	
教育制度論	
教職概論	
初等教育課程論	
道德教育の理論と方法	
特別活動の理論と方法	
教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）・生徒 指導（進路指導を含む）は、履修中であること。	

【小学校教諭 教科に関する科目】

教育実習Aの実習前年度までに3科目6単位以上修得しておくこと。

なお、児童教育学科基礎科目から児童教育学基礎、臨床教育学、情報処理演習の3科目を履修しておくこと。（P110参照）

● 小学校教諭一種免許状に関する指定科目と本学開設科目との対応（児童教育学科）

指定による科目区分、または各科目に含まれる必要事項		単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
教科に関する科目	国語	8	国語概説	2
			国語科特講	2
	社会		社会概説	2
			社会科特講	2
	算数		算数概説	2
			算数科特講	2
	理科		理科概説	2
			理科特講	2
	生活		生活科概説	2
	音楽		音楽論	2
教職に関する科目			音楽実技	2
	図画工作		美術論	2
			図画工作	2
	家庭		家庭科概説	2
			運動論	2
	体育		小児体育	2
	教職の意義等に関する科目	2	教職概論	2
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理	2
			教育史	2
			教育心理学	2
			発達心理学	2
			児童青年心理学	2
			教育制度論	2
			教育社会学	2
			生涯学習論	2
	教育課程及び指導法に関する科目	22	初等教育課程論	2
			国語科教育法	2
			算数科教育法	2
			理科教育法	2
			社会科教育法	2
			生活科教育法	2
			音楽科教育法	2
			図画工作教育法	2
			体育科教育法	2
			家庭科教育法	2
			道德教育の理論と方法	2
			特別活動の理論と方法	2
			教育方法論	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	4	生徒指導（進路指導を含む）	2
			教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）	2
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2
	教育実習	5	教育実習A	4
			教育実習指導A	1
教科又は教職			教育工学	2
			比較教育学	2
			英語活動	2
			臨床心理学	2
			青少年社会心理	2
			カウンセリング理論	2
			カウンセリング技法	2
要件	大学において修得することを必要とする最低単位数は、教科に関する科目 8単位、教職に関する科目 41単位、教科又は教職に関する科目 10単位である。さらに、文部省令で定める科目の単位として、日本国憲法 2単位、体育 2単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2単位を修得すること。		教科に関する科目から 8単位、教職に関するすべての科目から 41単位、及び教科又は教職に関する科目の選択科目または最低修得単位を超えて履修した教科に関する科目若しくは教職に関する科目について、併せて 10単位以上修得のこと。さらに、日本国憲法(2単位)、運動スポーツ論(2単位)、英語ⅠA(2科目2単位)、情報処理演習(2単位)のすべてを修得すること。	

【幼稚園教諭 教職に関する科目】

◆発達臨床学科

教育実習Ⅰ

教育原理

教育心理学

保育内容（人間関係・言葉）

保育内容（表現）

保育内容（健康・環境）

教育実習Ⅱ

教育実習Ⅰ

教育実習指導Ⅰ

保育内容指導法（4科目以上）

教育課程論

教職概論

教育実習Ⅲ

教育実習Ⅱ

教育指導実習Ⅱ

教育制度

教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）

◆児童教育学科

教育実習B

教育原理

教育心理学

保育内容（人間関係・言葉）

保育内容（表現）

保育内容（健康・環境）

教育実習C

教育制度論

教職概論

幼児教育課程論

教育実習B

教育実習指導B

なお、児童教育学科基礎科目から児童教育学基礎、臨床教育学、情報処理演習の3科目を履修しておくこと。

【幼稚園教諭 教科に関する科目】

◆発達臨床学科

教育実習Ⅱの実習前年度までに、2科目以上4単位以上を履修しておかなければなりません。

※発達臨床学科で教育実習Ⅰ～Ⅲを履修するためには、実習前年度までに履修済みか、同時期に履修しておかなければならない科目が上記表以外に定められている。発達臨床学科の履修方法（P85～）を参照すること。

◆児童教育学科

・教育実習Cの実習前年度までに、2科目以上4単位以上を履修しておかなければなりません。

※児童教育学科で教育実習B及びCを履修するためには、実習前年度までに履修済みか、同時期に履修しておかなければならない科目が上記表以外に定められている。児童教育学科の履修方法（P109～）を参照すること。

● 幼稚園教諭一種免許に関する指定科目と本学開設科目との対応 発達臨床学科

指定による科目区分、または各科目に含まれる必要事項		単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
教科に関する科目	国語		国語概説	2
			児童文学	2
	生活		生活環境論	2
	音楽		音楽実技A	2
			音楽実技B	2
	図画工作		音楽論	2
			造形論	2
			図画工作Ⅰ	2
			図画工作Ⅱ	1
体育		運動論	2	
		小児体育	2	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む) ・進路選択に資する各種機会の提供等	2	教職概論	2
教育の基礎理論に関する科目	・教員の理念ならびに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理	2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む)		教育心理学	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育制度論	2
教育課程及び指導法に関する科目	・保育内容の指導法	18	教育課程論	2
			保育内容（人間関係・言葉）	2
			保育内容（表現）	2
			保育内容（健康・環境）	2
			保育内容指導法（音楽）	2
			保育内容指導法（造形）	2
			保育内容指導法（運動遊び）	2
			保育内容指導法（人間関係）	2
			保育内容指導法（コミュニケーション）	2
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)	教育方法論	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法	2	教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）	2
教職実践演習		2	保育・教職実践演習	2
教育実習		5	教育実習指導Ⅰ	1
			教育実習指導Ⅱ	1
			教育実習指導Ⅲ	1
			教育実習Ⅰ	1
			教育実習Ⅱ	3
			教育実習Ⅲ	2
教科又は教職に関する科目			発達心理学	2
			乳幼児心理学	2
			児童青年心理学	2
			臨床心理学	2
			カウンセリング法概説	2
			青少年社会心理	2
			障害児保育	2
			児童文化	2
要件	大学において修得することを必要とする最低単位数は、教科に関する科目 6 単位、教職に関する科目 35 単位である。さらに、文部省令で定める科目の単位として、日本国憲法 2 単位、体育 2 単位、外国語コミュニケーション 2 単位及び情報機器の操作 2 単位を修得すること。		教科に関する科目から6単位を修得。教職に関する科目は「保育内容指導法」の中から8単位を修得し、その他教育実習Ⅲを除く全ての科目を修得（36単位）。教科又は教職に関する科目を含めて全体から9単位以上を修得。日本国憲法（2単位）、情報処理（2単位）、英語ⅠA（2科目2単位）、体育講義（1単位）、体育実技（1単位）のすべてを修得すること。	

注）教育職員免許法第五条、教育職員免許法施行規則第二条、同第六条、同第六十六条の六等に基づく。

● 幼稚園教諭一種免許に関する指定科目と本学開設科目との対応 児童教育学科

	指定による科目区分、または各科目に含まれる必要事項	単位数	左記に対応する開設授業科目	単位数
教科に関する科目	国語	6	国語概説	2
			国語科特講	2
	算数		算数概説	2
			算数科特講	2
	生活		生活科概説	2
	音楽		音楽論	2
			音楽実技	2
	図画工作		美術論	2
			図画工作	2
	体育		運動論	2
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	2	教職概論	2
	教育の基礎理論に関する科目	6	教育原理	2
			教育史	2
			教育心理学	2
			発達心理学	2
			乳幼児心理学	2
			児童青年心理学	2
		18	教育制度論	2
	教育課程及び指導法に関する科目		幼児教育課程論	2
			保育内容（人間関係・言葉）	2
			保育内容（表現）	2
			保育内容（健康・環境）	2
			保育内容指導法（音楽）	2
			保育内容指導法（造形）	2
			保育内容指導法（運動遊び）	2
			保育内容指導法（人間関係）	2
			保育内容指導法（コミュニケーション）	2
			保育内容指導法（環境構成）	2
			教育方法論	2
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	2	教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）	2
	教職実践演習	2	教職実践演習（幼・小）	2
	教育実習	5	教育実習B	1
			教育実習C	3
			教育実習指導B	1
教科又は教職			臨床心理学	2
			カウンセリング理論	2
			カウンセリング技法	2
			青少年社会心理	2
			障害児保育	2
要件	大学において修得することを必要とする最低単位数は、教科に関する科目6単位、教職に関する科目35単位、教科又は教職に関する科目10単位である。さらに、文部省令で定める科目の単位として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位及び情報機器の操作2単位を修得すること。		教科に関する科目から6単位、教職に関するすべての科目から35単位、及び教科又は教職に関する科目の選択科目または最低修得単位を超えて履修した教科に関する科目若しくは教職に関する科目について、併せて10単位以上を修得のこと。さらに、日本国憲法(2単位)、運動スポーツ論(2単位)、英語ⅠA(2科目2単位)、情報処理演習(2単位)のすべてを修得すること。	

5 教育実習・養護実習・学校栄養教育実習の履修資格に関わる科目を時間割の関係で履修できない3年次学生について（発達臨床学科と児童教育学科を除く）

履修資格に関わる教職に関する科目や教科・養護・栄養に関する科目のうち、1・2年次開講科目の単位をまだ修得しておらず、3年次に時間割の関係で履修できない学生に対しては、下記の原則で対応する。該当する学生は、必ず教職センターに相談すること。

履修できなかった科目を4年次に履修する。教育実習は、その科目が前期開講科目の場合は、合格かつ履修資格に関わる教職に関する科目の平均点が70点以上を条件に後期に履修する。後期開講科目の場合は、3年次終了時に、そのときまでに単位を修得した教職に関する科目の平均点が70点以上を条件に教育実習の履修を認める。ただし、3年次終了までに「教職概論」「教科教育法」の単位を修得していない場合は、教育実習の履修を認めない。

6 履修カルテの作成について

2010年度の入学生より、教職課程履修者は、各自履修カルテを作成することになる。これは、各年度の終わりに教職関連科目の履修状況や自己評価を行うものである（ただし4年次は前期終了時）。詳細は、人文館ピロティの教職センター掲示板や教職センター前に掲示するので、必ず指示に従うこと。

7 教職実践演習について

2010年度の入学生より、4年次後期に開設される「教職実践演習」の履修が必修となる。この授業は、教員として必要な資質能力を身につけたことを最終的に確認する授業で、学校種および教科ごとに開設される。「教職実践演習」を履修するためには、教育実習の単位の修得を条件とする。（4年次後期に教育実習等がおこなわれる場合を除く）

8 介護等体験について

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」により小・中学校の教育職員免許状の取得にあたっては、「特別支援学校において2日間」、「社会福祉施設等において5日間」、合計7日間の介護、介助、交流等の体験が義務付けられている。

介護等体験を行なうにあたっては科目登録の必要はないが、説明会・事前指導等へ必ず出席すること。教職センターからの連絡事項・掲示等は十分留意すること。

また、麻疹（はしか）の抗体検査結果の提出を求められる場合がある。2年次の定期健康診断で実施する抗体検査結果通知を大事に保管して、いつでも提出できるよう備えておくこと。

【介護等体験に関わる説明会・事前指導】

行事名	対象学科および実施年次	備考
介護等体験 第一次説明会	児童教育学科で小学校教諭免許取得希望者は3年次、それ以外の学科で中学校教諭免許取得希望者は2年次の1月中旬頃に実施。	介護等体験に係る諸手続きについて説明。
介護等体験 事前指導	児童教育学科で小学校教諭免許取得希望者は4年次、それ以外の学科で中学校教諭免許取得希望者は3年次の4月中旬に実施。	実習に当たっての事前指導および諸手続きについて説明。

9 小学校教員資格認定試験について（小学校教諭二種免許状）

以下の受験資格を満たしている場合、文部科学大臣（または、文部科学大臣の委嘱する大学）の行う「小学校教員資格認定試験」を受験することができる。合格した者は、小学校教諭二種免許状が授与される。受験を考えている場合は、文部科学省から発表される「認定試験の実施要領」（例年、5月上旬から6月中旬ごろ）を各自において適宜確認すること。

受験資格

大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上履修した者。

10 教育職員免許更新制について

教育職員免許更新制については平成21年4月より導入されたが、制度の存続が検討されていて流動的であることから、文部科学省のホームページ上で各自において適宜確認すること。

（文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/>）

11 各種連絡事項について

教職センターからの各種連絡事項は掲示で行い、ホームページ（トップページ→キャリア・就職情報→教職支援）にも掲載する場合がある。適宜ホームページを閲覧すること。

また、「インターネットによるWebメール」で呼び出しを行うので、以下の設定をしておくこと。利用にあたっては、入学時に配布している宮城学院生活協同組合作成の「利用の手引き」を参照し、不明な点は宮城学院生活協同組合に問い合わせること。

1. 「インターネットによるWebメール」登録を行うこと。
2. 上記登録後、携帯電話への転送設定を行うこと。
3. 「就職活動のためのマイページ機能」において、「就職活動基本プロフィール」の「就職希望職種」を「教職」と設定すること。

■日本語教員 課程修了証明（開設学科：日本文学科）

外国人に対して日本語を教授する日本語教員の資格については、現在、法に基づく免許制度は行われていないが、日本文学科の学生が日本文学科の卒業要件単位を満たし、下表に示す所定の科目を履修した場合、本学独自の「日本語教員養成課程単位取得証明書」を交付する。

なお、本課程は日本語教員養成課程（主専攻）であるので、第4学年の「卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「卒業論文・制作」で日本語教育を専攻することが必要となる。

【履修上の注意】

すべての科目が秩序立てて設置されている。そのため、各学年において下記のような履修上の制約があるので、履修にあたって注意すること。

第1学年：一般教育科目「情報処理」を必ず履修すること。

第2学年：「日本語教育概説A・B」、「日本語教育演習Ⅰ・Ⅱ」、「対照言語学」を必ず履修すること。

第3学年：「日本語教育発展演習Ⅰ・Ⅱ」を必ず履修すること（「日本語教育概説A・B」、「日本語教育演習Ⅰ・Ⅱ」の単位が取得済みであることが条件）。

第4学年：「卒業研究演習Ⅰ・Ⅱ」及び「卒業論文・制作」で日本語教育を必ず専攻し、「日本語教育実習Ⅰ」及び「日本語教育実習Ⅱ」を履修すること（「日本語教育発展演習Ⅰ・Ⅱ」の単位が取得済みであることが条件）。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

区分	単位数	本学開設科目名	単位数	対象学年
社会・文化・地域	4	日本文学史 A	2	1
		日本文学史 B	2	1
言語と社会	6	現代語Ⅰ	2	3・4
		現代語Ⅱ	2	3・4
		異文化コミュニケーション	2	3・4
言語と心理	4	第二言語習得論Ⅰ	2	3・4
		第二言語習得論Ⅱ	2	3・4
言語と教育	18	情報処理	2	1
		日本語教育概説 A	2	2
		日本語教育概説 B	2	2
		日本語教育演習Ⅰ	2	2
		日本語教育演習Ⅱ	2	2
		日本語教育発展演習Ⅰ	2	3
		日本語教育発展演習Ⅱ	2	3
		日本語教育実習Ⅰ	2	4
言語一般	14	日本語演習	2	1
		日本語概説 A	2	1
		日本語概説 B	2	1
		対照言語学	2	2
		日本語音声学	2	3・4
		日本語学演習Ⅰ	2	2
		日本語学演習Ⅱ	2	2
		日本語学発展演習Ⅰ	2	3
		日本語学発展演習Ⅱ	2	3
		日本語史Ⅰ	2	3・4
		日本語史Ⅱ	2	3・4
		* 選択 4 単位以上		
最低修得単位数	46	必修 42 単位 選択 4 単位以上		

※必修科目（42 単位）を修得し、選択科目の「日本語学演習Ⅰ・Ⅱ」、「日本語学発展演習Ⅰ・Ⅱ」、「日本語史Ⅰ・Ⅱ」の中から 4 単位を履修すること。

※「日本語教育実習Ⅱ」の履修にあたっては、実習費 20,000 円が必要となります。

■ 司書（開設学科：英文学科・日本文学科）

司書資格は図書館法第 5 条および図書館法施行規則第 4 条の規定により取得することができる。

【履修上の注意】

- ・ 図書館法施行規則の改正に伴い、平成 24 年度入学者より新しい司書課程となる。
- ・ 履修を希望する場合は、年度当初のガイダンスに必ず出席すること。ガイダンスを欠席した場合は履修を許可することができないので、注意すること。
- ・ 司書課程開設科目は、司書資格取得のために開設されているので、興味があるからといって一部の科目のみを履修することはできない。
- ・ 下表 B に示すとおり、一部科目の履修には、事前に単位修得しなければならない科目がある。

【資格取得の条件】

- ①大学を卒業した者。
- ②図書館法施行規則に基づき所定の科目、下表 A の単位を修得した者。

【科目登録の条件】

- ①司書課程実習費として 15,000 円を納入期限内に納めた者。
- ②原則として、前期のガイダンスを欠席した場合は、科目登録を認めない。

● A 指定科目と本学開設科目との対応表

群	省令科目	単位数	本学開講科目名	単位数
必修科目	生涯学習概論	2	生涯学習概論	2
	図書館概論	2	図書館情報学概論	2
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2
	情報サービス論	2	情報サービス論	2
	児童サービス論	2	児童サービス論	2
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	1
			情報サービス演習Ⅱ	1
	図書館情報資源概論	2	図書館資料論	2
	情報資源組織論	2	資料組織法概説	2
	情報資源組織演習	2	資料組織法演習 A	1
選択科目			資料組織法演習 B	1
	図書館基礎特論	1		
	図書館サービス特論	1	データベース特論	1
	図書館情報資源特論	1	専門資料論	2
	図書・図書館史	1	図書・図書館史	2
	図書館施設論	1		
	図書館総合演習	1		
	図書館実習	1		
最低取得単位数		24		27

● B 段階制の科目

本学開講科目	事前に単位修得しなければならない科目
図書館サービス概論	図書館情報学概論
図書館情報技術論	図書館情報技術論
データベース特論	図書館情報技術論
資料組織法演習 A	資料組織法概説
資料組織法演習 B	資料組織法概説
情報サービス演習Ⅰ	情報サービス論
情報サービス演習Ⅱ	情報サービス演習Ⅰ

※乙群より 2 科目以上選択しなければならない。

【資格取得の証明】

「司書資格証明書」は資格取得条件を満たした者に本学が交付する。

■ 司書教諭（開設学科：英文学科・日本文学科・音楽科・生活文化デザイン学科・児童教育学科）

司書教諭は学校図書館法第 5 条および学校図書館司書教諭講習規程第 3 条の規定により取得することができる。ただし、教育職員免許状を同時に取得することが必要である。

【履修上の注意】

- ・ 履修を希望する場合は、年度当初のガイダンスに必ず出席すること。ガイダンスを欠席した場合は履修を許可することができないので、注意すること。
- ・ 司書教諭課程開設科目は、司書教諭資格取得のために開設されているので、興味があるからといって一部の科目のみを履修することはできない。

【資格取得の条件】

- ①教育職員免許法の定める教育免許状を有する者。
- ②学校図書館司書教諭講習規程に基づく所定の科目、右表の単位を修得した者。

【科目登録の条件】

- ①司書教諭課程実習費として 10,000 円を納入期限内に納めた者。
- ②原則として、前期のガイダンスを欠席した場合科目登録を認めない。
- ※司書課程を履修し、司書課程実習費を納入した者については徴収しない。

【資格取得の証明】

司書教諭資格を取得したことを証明する文書を「司書教諭講習修了証書」といい、文部科学省より授与されるものである。司書教諭資格を希望する者は資格取得条件を満たし、さらに卒業後、文部科学省が毎年指定の国立大学に依嘱する「学校図書館司書教諭講習」に所定の書類を提出することにより、「司書教諭講習修了証書」が授与される。

なお、申請手続きの詳細については、第 4 学年に説明を行う。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

学校図書館司書教諭講習 規程の科目	本学開講科目名	単位数
学校経営と学校図書館	学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	情報メディアの活用	2
最低修得単位数		10

■ 学芸員資格

(開設学科:日本文学科・人間文化学科・音楽科(文化系)・生活文化デザイン学科・国際文化学科)

学芸員とは、博物館法に基づく博物館の専門職員で、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。学芸員となる資格は、学芸員博物館法第 5 条で「学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの」と定められている。

学芸員となる資格取得に必要な科目とその単位は、博物館法施行規則第 1 条に規定されており、これらの科目と本学において開講される科目との関係は以下の表の通りである。

【資格取得の条件】

- ①大学を卒業した者。
- ②博物館法に基づき所定の科目、下表の単位を修得した者。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

◆ 必修科目

法に定める科目名	単位数	本学開講科目名	単位数	開講学年
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	3・4
博物館概論	2	博物館概論	2	1
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	3
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2
博物館教育論	2	博物館教育論	2	1
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	1
博物館実習	3	博物館実習Ⅰ	1	3
		博物館実習Ⅱ	2	3

- ※「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」履修上の注意
- ①「博物館実習Ⅱ」の履修者は、「博物館実習Ⅰ」の単位を修得した者に限る。
- ②「博物館実習Ⅰ」を履修するためには、以下の条件を満たさなければならない。
- i)「博物館概論」のほか、1・2 年次が開講される 5 科目のうち、3 科目以上、合計 4 科目以上の単位を修得していること。
 - ii)2 年次開講科目にかかわって実施される、2 泊 3 日程度の「見学実習」に参加し、見学レポートを提出して館務実習の適否判断を受けること。
 - iii)実習費として、2 年次前期登録時に 5,000 円を納入すること。
- ③「博物館実習Ⅰ」「博物館実習Ⅱ」を履修する者は、それぞれの登録時に実習費として 10,000 円(計 20,000 円)を納入すること。

◆選択科目

法に定める科目群	単位数	本学開講科目名	単位数	開講学年	開設学科
文化史	4または2	日本文化史A	2	2	J
		日本文化史B	2	2	J
		地域社会史A	2	2	C
		地域社会史B	2	2	C
		日本社会の歴史A	2	2	C
		日本社会の歴史B	2	2	C
		東洋社会の歴史A	2	2	C
		東洋社会の歴史B	2	3	C
		西洋社会の歴史A	2	2	C
		西洋社会の歴史B	2	3	C
		文化財の研究B	2	3・4	C
		歴史資料論A	2	3	C
		歴史資料論B	2	3	C
		生活音楽論講義	2	1	M
		日本音楽史概論	2	2・3	M
		服飾文化史Ⅰ	2	2	L
		服飾文化史Ⅱ	2	2	L
		日本の歴史	2	1	I
		アジアの歴史	2	1	I
		ヨーロッパの歴史	2	1	I
		日本文化論	2	1	I
民俗学	4または2	地域言語論A	2	2	C
		地域言語論B	2	2	C
		習俗文化論A	2	3	C
		習俗文化論B	2	3	C
		文化財の研究A	2	3・4	C
		民俗学Ⅰ	2	2	J
		民俗学Ⅱ	2	2	J
		音楽文化学講義Ⅰ	2	2	M
		音楽文化学講義Ⅱ	2	2	M
		民俗学（環境文化論D）	2	4	L
		住宅文化史Ⅰ	2	2	L
		住宅文化史Ⅱ	2	2	L
		文化人類学	2	1	I
		比較文化論	2	2	I
美術史	4または2	日本美術史A	2	2	C
		日本美術史B	2	2	C
		西洋美術史A	2	3・4	C
		西洋美術史B	2	3・4	C
		美術資料論A	2	3	C
		美術資料論B	2	3	C
		生活造形論	2	2	L
		建築史	2	4	L
考古学	4または2	考古資料の研究A	2	3・4	C
		考古資料の研究B	2	3・4	C
		生活史料論（環境文化論B）	2	2	L

※ 上記4科目群より2科目群以上にわたって8単位以上を履修すること（ただし、同一科目群において学芸員資格取得に必要な単位と認定されるのは4単位まで）。

※ 開放科目は同学年または下位学年の科目しか履修できない（開放の有無については、ガイダンス配付資料を参照すること）。

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「単位修得証明書」を交付する。証明書は別に必要に応じて発行されるので、卒業後に必要となった場合には教務担当窓口に応じること。なお、在学中に必要な場合は、申込に応じて「単位修得見込証明書」が発行される。

■ 栄養士免許および管理栄養士国家試験受験資格取得(開設学科:食品栄養学科)

食品栄養学科は、栄養士法により「管理栄養士養成施設」としての指定を受けている。

栄養士法では、「栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事するもの」、「管理栄養士は、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養指導、個人の身体の状態、栄養状況等に応じた高度の専門知識および技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導、並びに特定多数人に対して継続的に食事を提供する施設における利用者の身体の状態、栄養状況、利用の状況に応じた特別の配慮を必要とする給食管理およびこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者」と定められている。

【資格取得の条件】

「栄養士」の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって免許を受けることができる(栄養士法第2条及び第3条)。本学の場合は、別表1に定める科目のほか、卒業に必要な科目を履修することによって与えられる。また、栄養士免許を取得後、栄養士法第5条3第3項に基づく厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事すると管理栄養士の受験資格が生じる。

「管理栄養士」の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって免許を受けることができるが(栄養士法第2条及び第3条)管理栄養士国家試験の受験資格は、修業年限2年の栄養士養成施設を卒業した後3年以上、修業年限3年の養成施設を卒業した後2年以上、修業年限4年の養成施設を卒業した後1年以上厚生省令で定める施設において栄養士として栄養の指導に従事した者、文部科学大臣あるいは厚生労働大臣が政令で定める基準により指定した「管理栄養士養成施設」(修業年限4年)を卒業した者とされている。本学の場合は、別表2に定める科目のほか、卒業に必要な科目を履修したものは、栄養士の免許が与えられる。同時に、栄養士法第5条3第4項に基づき管理栄養士国家試験の受験資格が得ることができる。

● 栄養士法等規定 別表 1

栄養士法等規定			本学学則規定					
栄養士規定 教育内容	規定単位数		単位数		授業科目 (網掛けは実験・実習科目)			
	講義 又は 演習	実験 又は 実習	講義 又は 演習	実験 又は 実習				
社会生活と健康	4	4	4	2	社 会 福祉論	公 衆 衛生学	基礎情報 処理実習	栄養情報 処理実習
人体の構造と機能	8		8	1	生化学I	解剖 生理学 I	解剖 生理学 II	診察 診療学 I
					生化学 実験 I			
食品と衛生	6	10	6	1	食品 化学 I	食品 化学 II	食品 衛生学	微生物学
					食品学 実験 I			
栄養と健康	8		8	4	基礎 栄養学	応用栄養学 概論	ライフステージ と栄養	臨床 栄養学 I
					栄養学 実験	栄養学 実習	栄養評価 実験	臨床栄養学 実習 I
栄養の指導	6	4	6	2	栄養教育論 の基礎	栄養教育論 I	公 衆 栄養学	
					栄養教育論 基礎実習	栄養教育論 実習 I		
給食の運営	4		4	4	給食経営 管理論 I	給食経営 管理論 II	給食経営 管理実習	調理学実習 I・II
					給食経営管理論 臨地実習 I			
合計	36	14	36	14				
	50		50					

栄養士法等規定				本学学則規定						
管理栄養士 規定教育内容		規定単位数		単位数		授業科目 (網掛けは実験・実習科目)				
		講義 又は 演習	実験 又は 実習	講義 又は 演習	実験 又は 実習					
専門基礎分野	社会・環境と健康	6		6	2	社会福祉論	公衆衛生学	臨床心理学	基礎情報処理 実習 栄養情報処理 実習	
	人体の構造と機能 及び疾病の成り立ち	14	10	14	2	生化学Ⅰ	解剖生理学Ⅰ	解剖生理学Ⅱ	薬理概論	
						病理学	診察診療学Ⅰ	診察診療学Ⅱ		
						生化学実験Ⅰ	生化学実験Ⅱ			
	食べ物と健康	8	8	6	食品化学Ⅰ	食品化学Ⅱ	食品加工・素材学	食品衛生学		
					微生物学					
					食品学実験Ⅰ	食品学実験Ⅱ	食品理化学実験	調理学 実習Ⅰ・Ⅱ		
					食品衛生学 実験					
	専門基礎分野 合計		28	10	28	10				
			38		38					
専門分野	基礎栄養学	2		2	2	基礎栄養学	栄養学実験	栄養評価実験		
	応用栄養学	6		6	1	応用栄養学概論	ライフステージと栄養	ライフスタイルと栄養	栄養学 実習	
	栄養教育論	6	8	6	3	栄養教育論の基礎	栄養教育論Ⅰ	栄養教育論Ⅱ		
						栄養教育論基礎実習	栄養教育論実習Ⅰ	栄養教育論実習Ⅱ		
	臨床栄養学	8	8	2	臨床栄養学Ⅰ	臨床栄養学Ⅱ	臨床栄養学Ⅲ	臨床病態 栄養学		
					臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学実習Ⅱ				
	公衆栄養学	4		4	1	公衆栄養学	地域栄養活動論	公衆栄養活動実習		
	給食経営管理論	4		4	1	給食経営管理論Ⅰ	給食経営管理論Ⅱ	給食経営管理実習		
	総合演習	2		3		管理栄養士総合演習Ⅰ・Ⅱ	管理栄養士演習			
	臨地実習		4		4	給食経営管理論 臨地実習Ⅰ	給食経営管理論 臨地実習Ⅱ 臨床栄養学 臨地実習Ⅰ・Ⅱ 公衆栄養学 臨地実習Ⅰ・Ⅱ	3単位選択		
専門分野 合計		32	12	33	14					
		44		47						
専門基礎分野+専門分野 合計		60	22	61	24					
		62		85						

■ 食品衛生管理者および食品衛生監視員資格取得（開設学科：食品栄養学科）

食品栄養学科の学生で食品衛生管理者および食品衛生監視員に関わる所定の科目を履修したものは、食品衛生法（2003年5月30日施行）第48条第6項3号の食品衛生管理者および食品衛生法施行令第9条第1号の規程により、食品衛生管理者および食品衛生監視員の任用資格が取得できます。この資格は、厚生労働省が管轄している国家資格である。

食品衛生管理者は、乳製品、食肉製品などの製造・加工を行う施設において、その製造・加工を衛生的に管理し、法令に違反しないように、監督・指導を行う会社や企業での職業である。

食品衛生監視員は、公務員として採用され、国の検疫所や地方自治体の保健所等食品衛生行政に関する職務に配属された場合に任用される資格である。食品の検査や食中毒の調査、食品製造業や飲食店、給食施設等への衛生監視指導及び教育を行う。

【資格取得の条件】

表の科目のうち、A群から2科目、B群からD群までそれぞれ1科目以上、その単位の合計で22単位以上、かつE群の科目を含めて総単位数を40単位以上履修すること。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

食品衛生法等規定	本学開講科目名	単位数	食品衛生法等規定	本学開講科目名	単位数
A群 化学関係	栄養有機化学Ⅰ	2	D群 公衆衛生学関係	公衆衛生学	2
	栄養有機化学Ⅱ	2		衛生学	2
B群 生物化学関係	生化学Ⅰ	2		食品衛生学	1
	生化学Ⅱ	2		食品衛生学実験	1
	生化学実験Ⅰ	1	E群 その他の 関連科目	解剖生理学Ⅰ	2
	生化学実験Ⅱ	1		解剖生理学Ⅱ	2
	食品化学Ⅰ	2		診察診療学Ⅰ	2
	食品化学Ⅱ	2		診察診療学Ⅱ	2
	食品学実験Ⅰ	1		基礎栄養学	2
	食品学実験Ⅱ	1		応用栄養学概論	2
C群 微生物学関係	微生物学	1		ライフステージと栄養	2
	食品加工・素材学	2		公衆栄養学	2
	食品微生物学	2		地域栄養活動論	2
	食品製造論	2		栄養評価実験	1
				健康管理概論	1

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「履修証明書」を交付する。
※編入生は、食品衛生管理者および食品衛生監視員資格は取得できない。

■ 一級建築士の受験資格（開設学科：生活文化デザイン学科）

一級建築士は、建築士法に規定する免許資格であり、同法第4条にもとづき、国土交通大臣が実施する試験に合格しなければならない。

【資格取得の条件】

生活文化デザイン学科の卒業要件をみたしていること。

● 指定科目に係る必要単位数と必要な建築実務の経験年数

別表①

指定科目	一級建築士試験			二級・木造建築士試験		
①建築設計製図	7単位	7単位	7単位	5単位	5単位	5単位
②建築計画	7単位	7単位	7単位			
③建築環境工学	2単位	2単位	2単位	7単位	7単位	7単位
④建築設備	2単位	2単位	2単位			
⑤構造力学	4単位	4単位	4単位			
⑥建築一般構造	3単位	3単位	3単位	6単位	6単位	6単位
⑦建築材料	2単位	2単位	2単位			
⑧建築生産	2単位	2単位	2単位	1単位	1単位	1単位
⑨建築法規	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位	1単位
①～⑨の計(a)	30単位	30単位	30単位	20単位	20単位	20単位
⑩その他(b)	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜
(a)+(b)	60単位	50単位	40単位	40単位	30単位	20単位
必要な実務経験年数	2年	3年	4年	0年	1年	2年

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「履修証明書」を交付する。

指定科目の分類（単位数）	指定科目として申請する開講科目		
二級・木造	一級	科目名	単位数
①建築設計製図 実務0～2年（5単位以上） 実務3～5年（3単位以上）	①建築設計製図 （7単位以上）	製図基礎演習	2
		建築デザイン演習Ⅰ	2
		建築デザイン演習Ⅱ	2
		建築デザイン演習Ⅲ	2
		単位数小計	8
		単位数小計	8
②～④ 建築計画、建築環境工学又は建築設備 実務0～2年（7単位以上） 実務3～5年（2単位以上）	②建築計画 （7単位以上）	住居計画	2
		建築計画	2
		住生活環境論	2
		住宅文化史Ⅰ	2
		住宅文化史Ⅱ	2
		建築史	2
		住居デザイン論	2
		福祉住環境論	2
		単位数小計	16
	③建築環境工学 （2単位以上）	建築環境学	2
		建築環境学実験	1
		単位数小計	3
	④建築設備 （2単位以上）	建築設備	2
		単位数小計	2
		単位数小計	21
⑤～⑦ 構造力学、建築一般構造又は建築材料 実務0～2年（6単位以上） 実務3～5年（3単位以上）	⑤構造力学 （4単位以上）	建築構造力学A	2
		建築構造力学B	2
		建築構造力学演習	2
		単位数小計	6
	⑥建築一般構造 （3単位以上）	建築一般構造	2
		鉄筋コンクリート造・鋼構造	2
		単位数小計	4
	⑦建築材料 （2単位以上）	建築材料	2
		建築構造・材料学実験	1
		単位数小計	3
	単位数小計		13
⑧建築生産 （1単位以上）	⑧建築生産 （2単位以上）	建築生産（施工・積算）	2
		単位数小計	2
		単位数小計	2
⑨建築法規 （1単位以上）	⑨建築法規 （1単位以上）	建築法規	2
		単位数小計	2
		単位数小計	2
⑩その他 （適宜）	⑩その他 （適宜）	インテリアデザイン論	2
		インテリアデザイン演習	2
		CAD演習	2
		プレゼンテーションデザイン演習	2
		ランドスケープデザイン論（環境文化論A）	2
		建築・都市環境論（環境文化論C）	2
		建築環境評価論（環境文化論F）	2
		建築サステナブルデザイン論	2
		単位数小計	16
	単位数小計	16	
①～⑨の単位数合計			46
総単位数（①～⑩の単位数合計）			62

■ インテリアプランナーの受験資格 (開設学科：生活文化デザイン学科)

インテリアプランナーは、建築物のインテリア設計等に携わる技術者の資格であり、インテリアプランナーの称号を得るには、国土交通省所管財団法人建築技術教育普及センターが実施する試験に合格し、登録を行うことが必要である。

【資格取得の条件】

生活文化デザイン学科の卒業要件をみたしていること。

別表②の科目のうち、C群から1科目以上、BとC群で合わせて24単位以上、AとBとC群合わせて36単位以上単位を修得していること。

卒業後、インテリアに関する2年以上の実務経験を持つこと。

【資格取得の証明】

所定の単位を修得した者には、卒業時に本学より必要な科目の単位を修得したことを証明する「履修証明書」を交付する。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

別表②

区分	本学開講科目名	単位数
A	建築史	2
	生活造形論	2
	住生活文化論	2
	住宅文化史Ⅰ	2
	住宅文化史Ⅱ	2
	住生活環境論	2
B	住居デザイン論	2
	建築環境学	2
	建築設備	2
	建築材料	2
	建築一般構造	2
	建築生産（施工・積算）	2
	建築法規	2
	CAD演習	2
	住居計画	2
	インテリアデザイン論	2
	建築環境学実験	1
	建築構造・材料学実験	1
	建築構造力学A	2
	建築構造力学B	2
	建築計画	2
	インテリアデザイン演習	2
C	製図基礎演習	2
	建築デザイン演習Ⅰ	2
	建築デザイン演習Ⅱ	2
	建築デザイン演習Ⅲ	2

■ 保育士資格（開設学科：発達臨床学科）

保育士資格とは、児童福祉法第 18 条の 4 に基づく国家資格で「登録を受け保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術を持って、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」であるとされている。保育所や、児童福祉施設・障害児施設等の児童福祉施設に勤務するための基本資格である。

発達臨床学科は、厚生労働省より「保育士養成」としての指定を受けており、保育士資格の指定科目を履修し、所定科目の単位を取得することにより、卒業時に保育士資格が得られる。登録申請の手続き方法については 4 年次に説明会を行う。

【資格取得の条件】

発達臨床学科を卒業すること。 所定科目の単位を修得すること。

<参考>都道府県が実施する「保育士試験について」

大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を取得した者（見込みも含む）であれば、都道府県が実施する保育士資格を受験し、所定の科目に合格することで、保育士資格を得ることができる。

● 保育士資格に関する指定科目と本学開設科目との対応

	系列	指定教科目 (授業形態)	単位数	左に対応する開設教科科目 (授業形態)	単位数				
必修科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2		
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2		
		児童家庭福祉	講義	2	児童と家庭の福祉	講義	2		
		社会福祉	講義	2	社会福祉概論Ⅰ	講義	2		
		相談援助	演習	1	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	2		
		社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		
		保育者論	講義	2	教職概論	講義	2		
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2		
		保育の心理学Ⅱ	演習	1	保育の心理学	演習	2		
		子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健Ⅰ	講義	2		
		子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	講義	2		
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		
		家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		
		保育課程論	講義	2	教育課程論	講義	2		
	保育の内容・方法に関する科目	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		
		保育内容演習	演習	5	保育内容（表現）	演習	2		
					保育内容（人間関係・言葉）	演習	2		
					保育内容（健康・環境）	演習	2		
					乳児保育	演習	2		
		障害児保育	演習	2	障害児保育	演習	2		
		社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	2		
	保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1			
	保育の表現技術	保育の表現技術	演習	4	音楽実技 A	演習	2		
					図画工作Ⅰ	演習	2		
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	小児体育	演習	2		
					保育実習 AⅠ	実習	2		
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習 B	実習	2		
					保育実習指導 AⅠ	演習	2		
	総合演習	保育実践演習	演習	2	保育実習指導 B	演習	1		
保育・教職実践演習					演習	2			
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	15 以上	社会福祉概論Ⅱ	講義	2			
				ソーシャルワークの基礎Ⅰ	講義	2			
				ソーシャルワークの基礎Ⅱ	講義	2			
				ソーシャルワーク論Ⅰ	講義	2			
	保育の対象の理解に関する科目			基礎実習	実習	1			
				教育心理学	講義	2			
				乳幼児心理学	演習	2			
				児童青年心理学	演習	2			
				臨床心理学	演習	2			
				家族心理学	講義	2			
				青少年社会心理	講義	2			
				母性保健	講義	2			
				小児栄養実習	実習	1			
				保育の内容・方法に関する科目	保育内容指導法（音楽）	演習	2		
	保育内容指導法（造形）				演習	2			
	保育内容指導法（運動遊び）				演習	2			
	保育内容指導法（人間関係）				演習	2			
	保育内容指導法（コミュニケーション）				演習	2			
	保育内容指導法（環境構成）				演習	2			
	児童文化				演習	2			
	発達支援実習				演習	2			
	発達支援実習指導				演習	1			
	レクリエーション援助法				演習	2			
	保育の表現技術			音楽実技 B	演習	2			
				図画工作Ⅱ	演習	1			
	保育実習			保育実習Ⅱ又は 保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習 AⅡ	実習	2
				保育実習指導Ⅱ又は 保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習 C	実習	2
							保育実習指導 AⅡ	演習	1
							保育実習指導 C	演習	2
要件	必修科目の欄に掲げる教科目の 51 単位。選択科目については表に掲げる系列の中から 10 単位以上（うち保育実習 2 単位以上）。教養科目 8 単位以上（うち体育に関する講義及び実技、それぞれ 1 単位以上）。			必修科目については要件を満たして 59 単位以上を履修し、選択必修科目については 10 単位以上（うち保育実習 2 単位以上）を修得すること。さらに、キリスト教（2 単位）、人文社会科学入門（2 単位）、自然科学入門（2 単位）、科学技術論（2 単位）、情報処理（2 単位）、英語Ⅰ A（2 科目 2 単位）、体育講義（1 単位）、体育実技（1 単位）を修得すること。					

■ 保育士資格（開設学科：児童教育学科）

保育士資格は、下記のいずれかの方法で取得可能となる。

1. 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「指定保育士養成施設」という。）を卒業した者
2. 保育士試験に合格した者

児童教育学科は、「指定保育士養成施設」ではないため、保育士資格を取得する場合、保育士試験に合格する必要があるが、平成 22 年度より、幼稚園教諭免許取得者は、「指定保育士養成施設」において、筆記試験に対応する科目を科目履修等で単位取得した場合、筆記試験科目が免除される。

児童教育学科で幼稚園教諭免許を取得する学生は、「指定保育士養成施設」である本学発達臨床学科において、開放科目となっている該当科目のうち、必要単位を取得することで、これが認められる。

平成 24 年度 保育士資格指定科目及び開放される該当科目は以下の通りである。

保育士資格指定科目名称	発達臨床学科対応科目	保育士資格指定科目名称	発達臨床学科対応科目
精神保健	精神保健 障害児保育	保育原理	乳児保育 保育原理
小児保健	小児保健Ⅰ、Ⅱ （子どもの保健Ⅰ、Ⅱ）	養護原理	養護原理、養護内容 （社会的養護、社会的養護内容）
小児栄養	小児栄養 （子どもの食と栄養）	保育実習理論	保育内容総論 保育内容（表現） 保育内容（人間関係・言葉） 保育内容（健康・環境） 音楽実技 A

※平成 25 年度以降については、指定科目が変更になる予定である。詳細は、各年度当初の説明会で確認すること。

なお、履修については、登録についての説明会に出席し、事前に届出をする必要がある。

社会福祉士受験資格（開設学科：発達臨床学科）

社会福祉士とは、「社会福祉士および介護福祉法」により創設された福祉専門職の国家資格で、「社会福祉士の登録」を受け、「社会福祉の名称を用いて」、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者」と定義されている。発達臨床学科は、厚生労働省から社会福祉士の養成施設として指定されており、所定科目を履修し、単位を修得することによって、社会福祉士国家試験の受験資格を得られる。

【資格取得の条件】

- ・発達臨床学科福祉コースであること。
- ・所定科目の単位を修得すること。

● 指定科目と本学開設科目との対応表

指定科目	時間数	備考	本学開講科目名	単位数	備考
人体の構造と機能及び疾病	30	} いずれか 1 科目	医学概論	2	} いずれか 1 科目
心理学概論と心理的支援	30		心理学概論	2	
社会理論と社会システム	30		社会学	2	
現代社会と福祉	60		社会福祉概論Ⅰ	2	
			社会福祉概論Ⅱ	2	
社会調査の基礎	30		社会調査	2	
相談援助の基盤と専門職	60		ソーシャルワークの基礎Ⅰ	2	
			ソーシャルワークの基礎Ⅱ	2	
相談援助の理論と方法	120		ソーシャルワーク論Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク論Ⅱ	2	
			ソーシャルワーク論Ⅲ	2	
			ソーシャルワーク論Ⅳ	2	
地域福祉の理論と方法	60		地域福祉論Ⅰ	2	
			地域福祉論Ⅱ	2	
福祉行財政と福祉計画	30		福祉行財政と福祉計画	2	
福祉サービスの組織と経営	30		社会福祉運営管理論	2	
社会保障	60		社会保障論Ⅰ	2	
			社会保障論Ⅱ	2	
高齢者に対する支援と介護保険制度	60		高齢者福祉論	2	
			介護福祉概論	2	
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		障害児・者の福祉	2	
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30		児童と家庭の福祉	2	
低所得者に対する支援と生活保護制度	30		公的扶助論	2	
保健医療サービス	30		保健医療	2	
就労支援サービス	15	} いずれか 1 科目	就労支援と更生保護	2	} いずれか 1 科目
更生保護制度	15				
権利擁護と成年後見制度	30		権利擁護と成年後見制度	2	
相談援助演習	150		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅲ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
			ソーシャルワーク演習Ⅴ	2	
相談援助実習指導	90		社会福祉基礎実習	1	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1	
			ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1	
相談援助実習	180		ソーシャルワーク実習	6	

【その他】

- ・受験資格を取得した者は、毎年 1 月に実施される社会福祉士国家試験を受験し、合格した者は社会福祉士登録簿に登録することによって社会福祉士となる。

■ 認定心理士資格

(開設学科：発達臨床学科・心理行動科学科)

日本心理学会・認定心理士は、心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技能を修得している、と日本心理学会が認定する制度のことである。

本資格の申請に必要な要件を確実に満たすためには、下表に示した（認定心理士資格認定科目と本学開設科目との対応）単位を取得しなければならない。単位取得学年以降の学年で単位を取得しようとしても他の科目と開講が重なるなど、申請に必要な要件を満たせない場合もあるので、単位取得学年で単位を取得するようにすること。

なお、申請書類費用として 1,500 円、審査料として 10,000 円、認定料として 30,000 円を日本心理学会に納める必要があり、申請方法については、各学科の心理学担当教員から説明がされる。また、卒業後いつでも申請することができるが、心理学担当教員の署名捺印が必要になるので、注意すること。

【資格取得の条件】

・発達臨床学科の場合は、心理コースであること。

●発達臨床学科

	日本心理学会が指定する認定領域	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	認定 単位	取得ガイド
基礎科目	a. 心理学概論	心理学概論	1	2	すべて必修
		教育心理学	1	2	
	b. 心理学研究方法	心理統計法	2	2	
		心理学研究方法	3	2	
	c. 心理学基礎実験・実習	心理学基礎実験Ⅰ	3	2	
		心理学基礎実験Ⅱ	3	2	
		心理学基礎実習*	2	1	
		基礎科目合計			13 単位
選択科目	d. 知覚心理学・学習心理学	認知心理学	4	2	f, g, h の各領域について 3 単位以上で、d～h の小計 16 単位以上、その他に d～i の任意の科目で 7 単位以上修得し、選択科目合計 23 単位以上
	e. 生理心理学・比較心理学	なし			
	f. 教育心理学 発達心理学	発達心理学	1	2	
		乳幼児心理学	2	2	
		児童青年心理学	2	2	
		保育の心理学*	3	1	
		心理学基礎演習*	3	2	
	g. 臨床心理学 人格心理学	臨床心理学	2	2	
		臨床心理学演習*	3	1	
		児童青年精神医学*	3	1	
		心理療法特論	4	2	
		カウンセリング法概説	3	2	
		教育相談（幼児理解の理論および方法を含む）*	3	1	
	h. 社会心理学 産業心理学	家族心理学	3	2	
		青年社会心理学	2	2	
		対人関係社会心理	3	2	
その他の科目	i. 卒業論文・卒業研究	課題研究Ⅰ*	4	1	
		課題研究Ⅱ*	4	1	
		卒業論文*	4	2	
		選択科目合計			23 単位以上
		認定単位総数			36 単位以上

・本学の指定する単位数とは異なり、(社)日本心理学会の認定では単位数が1/2に換算されるものがある。(*印の科目)。

●心理行動科学科

	日本心理学会が指定する認定領域	対応する本学開設科目	単位取得学年 (開講学年)	単位	取得のガイド
基礎科目	A. 心理学概論	心理学概説	1	2	すべて必修
		教育心理学概説	2・3	2	
	B. 心理学研究法	心理行動情報処理実習＊	1	1	
		心理統計法概説	2	2	
		心理統計法実習	2	2	
		心理学研究法概論Ⅰ	3	2	
		心理学研究法概論Ⅱ	3	2	
	C. 心理学基礎実験・実習	心理学基礎実験実習Ⅰ	2	4	
		心理学基礎実験実習Ⅱ	2	4	
基礎科目合計				21 単位	
選択科目	D. 学習心理学 知覚心理学	学習心理学概説	2・3	2	3 領域以上にわたって、各領域 4 単位以上、履修すること
		認知心理学概説	2・3	2	
	E. 教育心理学 発達心理学	発達心理学	3・4	2	
		乳幼児心理学	3・4	2	
		児童青年心理学	3・4	2	
	F. 比較心理学 生理心理学	生理心理学概説	2・3	2	
		G. 臨床心理学 人格心理学	パーソナリティ心理学概説	2・3	
	臨床心理学		3・4	2	
	カウンセリング法概説		3・4	2	
	児童青年精神医学＊		3・4	1	
	H. 社会心理学 産業心理学	人間工学概説＊	1・2	1	
		社会心理学概説	2・3	2	
		社会調査法概論Ⅰ＊	3	1	
		社会調査法概論Ⅱ＊	3	1	
選択科目合計				16 単位以上	
その他の科目	I. 心理学関連科目 卒業論文・研究	心理行動入門セミナーⅠ・Ⅱ	1	2×2	
		心理行動実践セミナーⅠ・Ⅱ	1	2×2	
		心理行動実践研修	2・3・4	2～6	
		心理行動セミナーⅠ・Ⅱ	2	4×2	
		心理行動セミナーⅢ・Ⅳ	3	2×2	
		卒業研究セミナーⅠ・Ⅱ	4	2×2	
	その他の科目合計				24 単位以上
	認定単位総計				61 単位以上

- ・ 本学の指定する単位数とは異なり、(社)日本心理学会の認定では単位数が 1 / 2 に換算されるものがある。(＊印の科目) 申請単位数の算出はこの「認定単位数」で行う。
- ・ 特殊講義は科目ごと(担当教員ごと)に領域が異なる。シラバスを参照すること。